

# 令和5年度 第2回郡山市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和6年1月31日（水）午後2時00分～

会場：郡山市総合福祉センター 5階 集会室

## 次 第

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

(1) 令和5年度郡山市地域包括支援センター実施点検結果について **(非公開)**

・・・資料1

(2) 令和6年度郡山市地域包括支援センターの職員体制・委託先(案)について **(非公開)**

・・・資料2

(3) 郡山市地域包括支援センター運営方針(案)について

・・・資料3-①②③

(4) 基幹型地域包括支援センター運営方針(案)について

・・・資料4-①②③

(5) その他

### 4 その他

(1) 令和6年4月施行改正介護保険法について

・・・資料5-①②③

### 5 閉 会

郡山市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

	団体名等	氏名	備考
1	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	埴 啓 之	
2	郡山市民生児童委員協議会連合会	近 藤 幸 夫	
3	郡山市自治会連合会	國 分 晴 朗	
4	郡山市社会福祉協議会	渡 部 明 美	会長
5	郡山市地域ボランティア連絡協議会	柏 木 一 二 美	
6	郡山医師会	原 寿 夫	副会長
7	郡山歯科医師会	渡 部 光 弘	
8	郡山薬剤師会	阿 部 崇	
9	福島県社会福祉士会	松 本 喜 一	
10	郡山市介護支援専門員連絡協議会	佐 川 純 子	
11	福島県看護協会郡山支部	阿 部 初 江	R5.10~新任
12	福島県作業療法士会	若 林 由 起 子	
13	公募委員	森 田 茂	
14	公募委員	安 達 真 也	

資料 1 ・ 2 は  
非公開です。

## 郡山市地域包括支援センター運営方針（案）

### 1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的視点や事業実施方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効果的な実施に資するために策定するものです。

### 2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークを強化し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができるよう、介護保険制度をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担います。

### 3 基幹型地域包括支援センターの設置

郡山市は、地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行います。

### 4 設置主体

郡山市は、設置の責任主体として、地域包括支援センターが適正に事業を実施することができるよう、体制整備に努めるとともに、その事業運営等について適切に関与するものとします。また、地域包括支援センターの目的について市民に周知を図るとともに、愛称「高齢者あんしんセンター」の普及に努めます。

### 5 運営上の基本的視点

地域包括支援センターは、「郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に従うとともに、以下の基本的視点に立脚した運営を行います。

#### (1) 公正・中立性の確保に向けた取り組み

- 公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立性の高い事業運営を行います。
- ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録の整備
  - イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力

#### (2) 地域性の視点

地域における各種サービスの提供体制を支える中核的な存在として、担当地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

#### (3) 協働性の視点

各職員がそれぞれの専門性を活かしながら、相互に情報を共有し連携、協働の体制により業務を遂行するチームアプローチを実行します。

### 6 基本的な事業実施方針

地域包括ケアシステム推進のため、以下の基本的な事業方針に基づき運営します。

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者が尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう支援します。
- (2) 地域包括支援センターは、地域における様々な関係機関等と連携し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- (3) 郡山市は、地域包括ケアシステム推進の中核的機関としてのセンター機能の強化のため、相談支援体制の充実等に努めます。

### 7 具体的な取り組み

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組みます。

#### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び介護予防ケアマネジメントの適切な実施

介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した通いの場の拡大に努めるとともに、介護予防及び日常生活支援に向けた介護予防ケアマネジメントの適切な実施を図ります。

- ア 担当区域での介護予防教室の開催及び住民主体の通いの場創設に向けた支援
- イ 介護予防ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用
- ウ 要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、リハビリテーション専門職と連携した訪問指導を実施することによる高齢者の能力評価、改善の可能性の助言
- エ 自立支援型地域ケア会議における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上
- オ 介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所と連携を深め、介護予防ケアマネジメントの委託にあたっては情報の共有に努めます。

## (2) 高齢者実態把握の実施

民生委員等との連携を強化するとともに、日常的な訪問活動等を通して、担当地域における高齢者の実態把握に努めます。

ア 高齢者の状態に応じた適切な支援のための、継続的な訪問活動等による実態把握の強化

## (3) 生活支援体制整備の推進

高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながることから、老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が地域において主体的に高齢者の生活支援の担い手として活躍する互助による地域づくりを推進します。

ア 生活支援コーディネーター（SC）との連携及び協議体に関する取り組みへの協力

## (4) 地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化

医療・介護等の専門職や民生委員、SCなど必要に応じた地域の関係者等が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域ネットワークの深化・推進、地域課題発見、地域づくり・資源開発の機能を連動させながら、政策形成に結びつけるよう地域包括ケアシステムを推進します。

ア 地域ケア個別会議の開催によるケアマネジャー支援の推進及び地域課題の把握

イ 地域ケア圏域会議の開催による地域ネットワークの深化・推進、地域課題の抽出・整理、地域資源の開発、課題解決ノウハウの確立及び地域ケア推進会議への課題等の提出

## (5) 多機関連携による相談体制の強化

「ダブルケア」や「ヤングケアラー」、「8050 問題」など地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関と連携して対応します。

## (6) 在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との情報交換や研修等に参加することにより連携体制の強化を図り、高齢者が在宅で安心して生活できる地域づくりを目指します。

ア 医療・介護の関係者や在宅医療・介護連携支援センター等との連携による高齢者支援に係る課題の把握及び効果的な連携方法の検討

イ 「県中医療圏退院調整ルール」の運用の推進

ウ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発

## (7) 認知症施策の推進

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合

い、安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現に向け、各種認知症施策を推進します。

ア 認知症サポーター養成講座の実施等による認知症に対する正しい理解と適切な対応等の周知啓発

イ SOS 認知症高齢者見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化

ウ オレンジカフェ等の周知・活用による社会参加の機会確保

エ 成年後見制度の利用促進、ACPの推進等による意思決定支援及び権利利益保護

オ 認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター等関係機関との連携による認知症の人及び家族等の相談支援体制強化

カ 医療機関・居宅介護支援事業所・サービス事業所・地域の関係機関等の連携支援による医療・介護・福祉サービス提供体制の推進

## (8) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待や消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるなど、権利侵害の予防や対応を行います。また、高齢者虐待防止についての啓発に努めます。

ア 高齢者の虐待防止への取り組みと「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた虐待への対応

イ 成年後見制度利用の推進

ウ 消費者被害の防止及び対応

## (9) 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センターへの支援強化

地域包括支援センターの円滑で効果的な事業実施に向け、各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援や地域包括支援センター及び関係機関との連携強化に重点的に取り組みます。また、地域包括支援センターの業務が郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう必要な調整及び支援を行います。

ア 郡山市地域包括支援センター連絡協議会の運営

イ 定期的な事務連絡会議、各種専門部会・委員会等の開催

ウ 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議等への後方支援の実施

## (10) 東日本大震災における避難者等への支援、その他災害における被災高齢者等への支援

市内で避難生活をおくる高齢者等に対する支援を、引き続き避難元自治体・関係機関等と連携して行います。また、各災害等における被災高齢者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。

## (11) 災害時等における相談支援体制の確保

災害発生時や感染症等で地域包括支援センターの運営が困難となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間で協力します。

## **8 その他**

### **(1) 個人情報の保護**

業務遂行にあたり知り得た高齢者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理するとともに、守秘義務を遵守します。

### **(2) プライバシー確保への配慮**

地域包括支援センターの事務所において、相談者以外の市民や事業者が容易に相談内容を聞き取ることができないよう相談スペースを仕切る等の配慮を行います。また、訪問先においても、可能な限りプライバシーを保てる場所を確保し、周囲に相談内容が漏れることがないように配慮します。

### **(3) 苦情対応体制について**

地域包括支援センターにおいて苦情が寄せられた場合には適切に対応し、その内容等を記録します。職員間で再発防止策等を共有するとともに、必要に応じて速やかに地域包括ケア推進課に報告します。

令和 6-5年 1月 日承認

令和 6-5年 4月 1日施行

## 郡山市地域包括支援センター運営方針

資料 3-②

### 1 運営方針策定の趣旨

本この郡山市地域包括支援センター運営方針は、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的視点や事業実施方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効果的な実施に資するために策定するものとします。

### 2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、とともに、本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークの構築を強化推進し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができるよう、介護保険制度をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担います。となることを目指します。

### 3 基幹型地域包括支援センターの設置

郡山市は、地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行うことにより、地域包括支援センターの一体的な運営を行います。

### 4 設置主体

郡山市は、設置の責任主体として、地域包括支援センターがにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制整備に努めるとともに、その事業運営等について適切に関与するものとします。また、地域包括支援センターの目的について市民に周知を図るとともに、愛称「高齢者あんしんセンター」の普及に努めます。

### 5 運営上の基本的視点

地域包括支援センターは、「郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に従うとともに、以下の基本的視点に立脚した運営を行います。

#### (1) 公正・中立性の確保に向けた取り組み

公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立性の高い事業運営を行います。

ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録の整備

イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力

#### (1) 公益性の視点

介護保険制度をはじめとする各種福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

#### (2) 地域性の視点

地域における各種サービスの提供体制を支える中核的な存在として、担当地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

#### (3) 協働性の視点

各職員がそれぞれの専門性を活かしながら、相互に情報を共有し連携、協働の体制により業務を遂行するチームアプローチを実行します。

### 6 基本的な事業実施方針

地域包括ケアシステム推進のため、以下の基本的な事業方針に基づき運営します。

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者が尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう支援します。
- (2) 地域包括支援センターは、地域における様々な関係機関等と連携し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- (3) 郡山市は、地域包括ケアシステム推進の中核的機関としてのセンター機能の強化のため、相談支援体制の充実等に努めます。

### 7 具体的な取り組み

重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、郡山市が策定した「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組みます。

#### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び介護予防ケアマネジメントの適切な実施

介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した通いの場の拡大に努めるとともに、介護予防及び日常生活支援に向けた介護予防ケアマネジメントの適切な実施を図ります。

ア 担当区域での介護予防教室の開催及び住民主体の通いの場創設に向けた支援

イ 介護予防ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用

ウ 要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、リハビリテーション専門職と連携した訪問指導を実施することによる高齢者の能力評価、改善の可能性の助言

エ 自立支援型地域ケア会議における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上

オ⊖介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所と連携を深め、介護予防ケアマネジメントの委託にあたっては情報の共有に努めます。

## (2) 高齢者実態把握の実施

民生委員等との連携を強化するとともに、日常的な訪問活動等を通して、担当地域における高齢者の実態把握に努めます。

ア⊖高齢者の状態に応じた適切な支援のための、継続的な訪問活動等による実態把握の強化

## (3) 生活支援体制整備の推進

高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながることから、老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が地域において主体的に高齢者の生活支援の担い手として活躍する互助による地域づくりを推進します。

ア⊖生活支援コーディネーター（SC）との連携及び協議体に関する取り組みへの協力

## (4) 地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化

医療・介護等の専門職や民生委員、SCなど必要に応じた地域の関係者等が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域ネットワークの構築及び深化・推進、地域課題発見、地域づくり・資源開発の機能を連動させながら、政策形成に結びつけるよう地域包括ケアシステムを推進します。

ア⊖地域ケア個別会議の開催によるケアマネジャー支援の推進及び地域課題の把握

イ⊖地域ケア圏域会議の開催による地域ネットワークの構築及び深化・推進、地域課題の抽出・整理、地域資源の開発、課題解決ノウハウの確立及び地域ケア推進会議への課題等の提出

## (5) 多機関連携による相談体制の強化

「ダブルケア」や「ヤングケアラー」、「8050 問題」など地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関と連携して対応します。

## (6)-(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との情報交換や研修等に参加するを行うことにより連携体制の強化を図り、高齢者が在宅で安心して生活できる地域づくりを目指します。

ア⊖医療・介護の関係者や医師会、在宅医療・介護連携支援センター等との連携による高齢者支援に係る課題の把握及び効果的な連携方法の検討

イ⊖医療・介護連携に関する研修会の実施

ウ⊖「県中医療圏退院調整ルール」の運用の推進

エ⊖エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発

## (7)-(6) 認知症施策の推進

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。

また、認知症の方を含めた一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現に向け、各種になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して認知症施策を推進します。

ア⊖認知症サポーター養成講座の実施等による認知症に対する正しい知識理解と適切な対応等の周知啓発

イ⊖SOS 認知症高齢者見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化

ウ⊖オレンジカフェ等の周知・活用による社会参加の機会確保

エ 成年後見制度の利用促進、ACPの推進等による意思決定支援及び権利利益保護

オ 認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等関係機関との連携強化による認知症の人及び家族等の相談支援体制の構築の強化

カ 認知症地域支援推進員として、医療機関・居宅介護支援事業所・サービス事業所・地域の関係機関等の連携支援による医療・介護・福祉サービス提供体制の推進や、認知症の人及び家族の相談業務を推進

## (8)-(7) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待や消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるなど、権利侵害の予防や対応を行います。また、高齢者虐待防止についての啓発に努めます。

ア⊖高齢者の虐待防止への取り組みと「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた虐待への対応

イ⊖成年後見制度利用の推進

ウ⊖消費者被害の防止及び対応

## (9)-(8) 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センターへの支援強化

地域包括支援センターの円滑で効果的な事業実施に向け、各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援や地域包括支援センター及び関係機関との連携強化に重点的に取り組みます。また、地域包括支援センターの業務が郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう必要な調整及び支援を行います。

ア⊖郡山市地域包括支援センター連絡協議会の運営

イ⊖定期的な事務連絡会議、各種専門部会・委員会等の開催

ウ⊖基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議等への後方支援の実施

## -(9) 公正・中立性の確保に向けた取り組み

— 公益性の視点を遵守し、公正・中立性の確保に努めます。

— ○介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録の整備

— ○郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力



**(10) 東日本大震災における避難者等への支援、その他災害における被災高齢者等への支援**

市内で避難生活をおくる高齢者等に対する支援を、引き続き避難元自治体・関係機関等と連携して行います。また、各災害等における被災高齢者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。

**(11) 災害時等における相談支援体制の確保**

災害発生時や感染症等で地域包括支援センターの運営が困難となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間で協力します。

**8 その他**

**(1) 個人情報の保護**

業務遂行にあたり知り得た高齢者等の個人情報については、**個人情報の保護に関する法律個人情報保護法及びひょうしん市個人情報保護条例**に基づき適切に管理するとともに、守秘義務を遵守します。

**(2) プライバシー確保への配慮**

地域包括支援センターの事務所において、相談者以外の市民や事業者が容易に相談内容を聞き取ることができないよう相談スペースを仕切る等の配慮を行います。また、訪問先においても、可能な限りプライバシーを保てる場所を確保し、周囲に相談内容が漏れることがないように配慮します。

**(3) 苦情対応体制について**

地域包括支援センターにおいて苦情が寄せられた場合には適切に対応し、その内容等を記録します。職員間で再発防止策等を共有するとともに、必要に応じて速やかに地域包括ケア推進課に報告します。

# 郡山市地域包括支援センター運営方針改正案（抜粋）

資料3-③

改正後（令和6年度）	改正前（令和5年度）
<p>1 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターの目的 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、<u>地域住民の</u>保健医療の向上及び福祉の増進を<u>包括的に支援します。また、</u>本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークを<u>強化</u>し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができる<u>よう、</u>介護保険<u>制度</u>をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点<u>としての役割を担います。</u></p> <p>3 基幹型地域包括支援センターの設置 郡山市は、地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等 <u>(削除)</u> を行います。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 具体的な取り組み <u>(削除)</u> 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・<u>介護</u>予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、郡山市が策定した「<u>第九次</u>郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組めます。</p> <p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び介護予防ケアマネジメントの適切な実施 (略)</p> <p><u>ア</u> 担当区域での介護予防教室の開催及び住民主体の通いの場創設に向けた支援 <u>イ</u> 介護予防ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用 <u>ウ</u> 要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、リハビリテーション専門職と連携した訪問指導を実施することによる高齢者の能力評価、改善の可能性の助言 <u>エ</u> 自立支援型地域ケア会議における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上 <u>オ</u> <u>介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所と連携を深め、介護予防ケアマネジメントの委託にあたっては情報の共有に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化 医療・介護等の専門職や民生委員、<u>SC</u>など必要に応じた地域の関係者等が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題解決、ネットワークの<u>深化・推進</u>、地域課題発見、地域づくり・資源開発の機能を連動させながら、政策形成に結びつけるよう地域包括ケアを推進します。</p> <p><u>ア</u> 地域ケア個別会議の開催によるケアマネジャー支援の推進及び地域課題の把握 <u>イ</u> 地域ケア圏域会議の開催による地域 <u>ネットワークの</u>深化・推進、地域課題の抽出・整理、地域資源の開発、課題解決ノウハウの確立及び地域ケア推進会議への課題等の提出</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターの目的 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、<u>包括的な支援を行うとともに、</u>本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークの<u>構築を</u>推進し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができる介護保険をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点<u>となることを目指します。</u></p> <p>3 基幹型地域包括支援センターの設置 郡山市は、地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等 <u>を行うことにより、地域包括支援センターの一体的な運営</u>を行います。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 具体的な取り組み <u>重度の</u>要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、郡山市が策定した「<u>第八次</u>郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組めます。</p> <p>(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び介護予防ケアマネジメントの適切な実施 (略)</p> <p><u>○</u>担当区域での介護予防教室の開催及び住民主体の通いの場創設に向けた支援 <u>○</u>介護予防ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用 <u>○</u>要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、リハビリテーション専門職と連携した訪問指導を実施することによる高齢者の能力評価、改善の可能性の助言 <u>○</u>自立支援型地域ケア会議における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> 地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化 医療・介護等の専門職や民生委員など必要に応じた地域の関係者等が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題解決、ネットワーク<u>構築</u>、地域課題発見、地域づくり・資源開発の機能を連動させながら、政策形成に結びつけるよう地域包括ケアを推進します。</p> <p><u>○</u>地域ケア個別会議の開催によるケアマネジャー支援の推進及び地域課題の把握 <u>○</u>地域ケア圏域会議の開催による地域 <u>ネットワーク構築</u>、地域課題の抽出・整理、地域資源の開発、課題解決ノウハウの確立及び地域ケア推進会議への課題等の提出</p>

(5) 多機関連携による相談体制の強化

「ダブルケア」や「ヤングケアラー」、「8050問題」など地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関と連携して対応します。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との情報交換や研修等に参加することにより連携体制の強化を図り、高齢者が在宅で安心して生活できる地域づくりを目指します。

ア 医療・介護の関係者や在宅医療・介護連携支援センター等との連携による高齢者支援に係る課題の把握及び効果的な連携方法の検討

(削除)

イ 「県中医療圏退院調整ルール」の運用の推進

ウ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発

(7) 認知症施策の推進

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現に向け、各種認知症施策を推進します。

ア 認知症サポーター養成講座の実施等による認知症に対する正しい知識と適切な対応等の周知啓発

イ SOS 認知症高齢者見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化

ウ オレンジカフェ等の周知・活用による社会参加の機会確保

エ 成年後見制度の利用促進、ACPの推進等による意思決定支援及び権利利益保護

オ 認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター等関係機関との連携による認知症の人及び家族等の相談支援体制の強化

カ 医療機関・居宅介護支援事業所・サービス事業所・地域の関係機関等の連携支援による医療・介護・福祉サービス提供体制の推進

(8) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待や消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるなど、権利侵害の予防や対応を行います。また、高齢者虐待防止についての啓発に努めます。

ア 高齢者の虐待防止への取組みと郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアルに基づいた虐待対応  
(略)

8 その他

(1) 個人情報の保護

業務遂行にあたり知り得た高齢者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理するとともに、守秘義務を遵守します。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との情報交換や研修等を行うことにより連携体制の強化を図り、高齢者が在宅で安心して生活できる地域づくりを目指します。

○医師会、在宅医療・介護連携支援センター等との連携による高齢者支援に係る課題の把握及び効果的な連携方法の検討

○医療・介護連携に関する研修会の実施

○「県中医療圏退院調整ルール」の運用の推進

(6) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して認知症施策を推進します。

○認知症地域支援推進員として、医療機関・サービス事業所・地域の関係機関等の連携支援や、認知症の人及び家族の相談業務を推進

○認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター等関係機関との連携強化による支援体制の構築

○認知症サポーター養成講座の実施等による認知症に対する正しい知識と適切な対応等の周知啓発

(7) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が、地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、関係機関との連携を図りながら、権利侵害の予防や対応を行います。また、高齢者虐待防止についての啓発に努めます。

○ 高齢者の虐待防止への取組みと虐待対応  
(略)

8 その他

(1) 個人情報の保護

業務遂行にあたり知り得た高齢者等の個人情報については、個人情報保護法及び郡山市個人情報保護条例に基づき適切に管理するとともに、守秘義務を遵守します。

## 郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針（案）

## 1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）の目的達成に向け、各地域包括間の総合調整や助言指導・後方支援等を行う市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を地域包括ケア推進課内に設置する。

## 2 基幹包括の役割（位置付け）

- (1)基幹包括は、直接の担当圏域を持たず、各地域包括の統括、総合調整、後方支援、各地域包括及び関係機関との連携強化業務に重点的に取り組む。
- (2)基幹包括は、地域包括の業務が、郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう、必要な調整及び支援を行う。

## 3 業務の実施方針

## (1)総合相談支援業務

- ア 地域包括の業務全般を効果的かつ円滑に運営できるよう総合調整、助言、指導を行う。
- イ 地域の特性や課題を把握し、当該地域を担当する地域包括の役割や課題解決に向けた施策を計画的に展開していくよう支援する。
- ウ 災害等が発生した場合等においても、業務が継続できるよう、各地域包括の業務体制について必要な連絡調整を図る。
- エ 地域包括が抱える「困難事例」に対する支援を行う。
- オ 地域包括の相談支援業務を円滑に進めるため、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」が構築されるよう、公的機関及び地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動団体等の関係団体と連携を図る。

## (2)権利擁護業務

- ア 「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者等への虐待対応を行う。
- イ 郡山市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る。
- ウ 警察、消費生活センター等との関係機関と連携しながら、高齢者の消費者被害の防止に努める

## (3)認知症総合支援業務

基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業に取り組むことができるよう支援する。

## (4)在宅医療・介護連携支援業務

- ア 医療と介護を一体的・効果的に提供していくため、郡山市在宅医療・介護連携支援センターを中心とした医療と介護の連携とサービス提供体制の構築ができるよう支援する。
- イ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発。

## (5)地域ケア会議関係業務

- ア 地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の適切な開催に向け、地域課題の把握や課題分析への助言、地域の関係機関との連携支援等を行う。

## (6)介護予防に係る周知・啓発

介護予防に関する各種事業の周知・啓発を行う。

## (7)その他の支援

- ア 介護支援専門員等へのサポート  
介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員等への相談に対応し、必要な助言・指導を行う。
- イ 関係機関等職員の人材育成  
地域包括支援センター職員の人材育成に努めるため、地域包括支援センター連絡協議会と連携し、機能強化研修等を実施する。  
また、介護支援専門員等関係機関職員の人材育成のため、研修会等を開催する。
- ウ 地域包括の運営にかかる点検等による支援  
地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する点検を行うとともに、評価に関する助言・指導を行う。
- エ 周知啓発  
地域包括が、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が得られるよう、地域包括に関する周知を行う。

### 1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）の目的達成に向け、~~市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行うことにより、地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）との一体的な運営を行う、市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を地域包括ケア推進課内に設置する。~~

### 2 基幹包括の役割（位置付け）

- (1) 基幹包括は、直接の担当圏域を持たず、各地域包括の統括、総合調整、後方支援、各地域包括及び関係機関との連携強化の業務に重点的に取り組む。
- (2) 基幹包括は、地域包括の業務が、郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう、必要な調整及び支援を行う。

### 3 業務の実施方針

#### (1) 総合相談支援業務

- ア④地域包括の業務全般を効果的かつ円滑に運営できるよう総合調整、助言、指導を行う。
- イ②地域の特性や課題を把握明確にし、当該地域を担当する地域包括の役割や課題解決に向けた施策を計画的に展開していくよう支援する。
- ウ④災害等が発生した場合等においても、業務が継続できるよう、各地域包括の業務体制について必要な連絡調整を図る。
- エ④地域包括が抱える「困難事例」に対する技術支援を行う。
- オ④地域包括の相談支援業務を円滑に進めるため、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」が構築されるよう、公的機関及び地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動団体等の関係団体と連携を図る。

#### (2) 権利擁護業務

- ①高齢者虐待の状況確認、支援方針を確認し、必要時同行訪問する。
- ア②地域包括が本市作成の「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、沿って地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者等への虐待対応を行う。た対応ができるよう支援する。
- ③身寄りがなく医療や介護サービスの提供が困難な場合など、地域包括だけで対応が困難な高齢者の支援を行う。
- イ④郡山市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る。
- ウ④警察、消費生活センター等との関係機関と連携しながら、高齢者の消費者被害の防止に努める。

#### (3) 認知症総合支援業務

基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業を取り組むことができるよう支援する。

#### (4) 在宅医療・介護連携支援業務

- ア④医療と介護を一体的・効果的に提供していくため、郡山市在宅医療・介護連携支援センターを中心とした医療と介護の有機的な連携とサービス提供体制の構築ができるよう支援する。を進める。
- イ②エンディングノート等を活用したACP（人生会議）の周知啓発。
- ②医療関係者等とのネットワーク構築を図るため、郡山市在宅医療・介護連携支援センターと連携し、勉強会や研修会、各種会議への参加及び開催支援を行う。

#### (5) 地域ケア会議関係業務

- ア④地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の適切な開催に向け、地域課題の把握や課題分析への助言、地域の関係機関との連携支援等を行う。
- イ②地域課題が地域づくりや本市の高齢者福祉等の政策形成に結び付くよう、地域ケア推進会議の適切な運営を行う。

#### (6) 介護予防に係る周知・啓発業務

介護予防に関する各種事業の周知・啓発を行う。推進及び周知を図る。

#### (7) その他の支援

- ア④介護支援専門員等へのサポート  
介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員等への相談に対応し、必要な助言・指導を行う。
- イ②関係機関等職員の人材育成  
地域包括支援センター職員の人材育成に努めるため、地域包括支援センター連絡協議会と連携し、機能強化研修等を実施する。  
また、介護支援専門員等関係機関職員の人材育成のため、研修会等を開催する。
- ウ④地域包括の運営にかかる点検等によるの支援  
地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する点検を行うとともに、や評価に関する助言・指導を行う。
- エ④周知啓発  
地域包括が、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が得られるよう、地域包括に関する周知を行う。

# 郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針改正案（抜粋）

資料4-③

改正後（令和6年度）

改正前（令和5年度）

- 1 基幹型地域包括支援センター設置の目的  
地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）の目的達成に向け、各地域包括間の総合調整や助言指導・後方支援等を行う、市直営の基幹型地域包括支援センターを（以下、「基幹包括」という。）地域包括ケア推進課内に設置する。
- 2 基幹包括の役割（位置付け）
  - (1)基幹包括は、直接の担当圏域を持たず、各地域包括の統括、総合調整、後方支援、各地域包括及び関係機関との連携強化業務に重点的に取り組む。
  - (2)基幹包括は、地域包括の業務が、郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう、必要な調整及び支援を行う。  
(略)
- 3 業務の実施方針  
(略)
  - (2)権利擁護業務  
(削除)  
ア 「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者の虐待対応をする。  
(削除)  
  
イ 郡山市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る。  
ウ 警察、消費生活センター等との関係機関と連携しながら、高齢者の消費者被害の防止に努める。  
(略)
  - (3)認知症総合支援業務  
基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業に取り組むことができるよう支援する。
  - (4)在宅医療・介護連携支援業務  
ア 医療と介護を一体的・効果的に提供していくため、郡山市在宅医療介護連携支援センターを中心とした医療と介護の連携とサービス提供体制構築ができるよう支援する。  
(削除)  
  
イ エンディングノート等を活用したACP（人生会議）を周知啓発。
  - (5)地域ケア会議関係業務  
地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の適切な開催に向け、地域課題の把握や課題分析への助言、地域の関係機関との連携支援等を行う。  
(削除)

- 1 基幹型地域包括支援センター設置の目的  
地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行うことにより、地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）との一体的な運営を行う。
- 2 基幹包括の役割（位置付け）
  - (1)基幹包括は、直接の担当圏域を持たず、各地域包括の統括、総合調整、後方支援、各地域包括及び関係機関の連携強化の業務に重点的に取り組む。
  - (2)基幹包括は、地域包括の業務が、郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう、必要な調整及び支援を行う。  
(略)
- 3 業務の実施方針  
(略)
  - (2)権利擁護業務  
①高齢者虐待の状況確認、支援方針を確認し、必要時同行訪問する。  
②地域包括が本市作成の「高齢者虐待対応マニュアル」に沿った対応ができるよう支援する。  
  
③身寄りがなく医療や介護サービスの提供が困難な場合など、地域包括だけで対応が困難な高齢者の支援を行う。  
④郡山市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る。  
⑤警察、消費生活センター等との関係機関と連携しながら、高齢者の消費者被害の防止に努める。  
(略)
  - (3)認知症総合支援業務  
各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、認知症施策の各種事業に取り組むことができるよう支援する。
  - (4)在宅医療・介護連携支援業務  
①医療と介護を一体的・効果的に提供していくため、郡山市在宅医療介護連携支援センターを中心とした医療と介護の有機的な連携とサービス提供体制の構築を進める。  
②医療関係者等とのネットワーク構築を図るため、郡山市在宅医療・介護連携支援センターと連携し、勉強会や研修会、各種会議への参加及び開催支援を行う。
- (5)地域ケア会議関係業務  
①地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の適切な開催に向け、地域課題の把握や課題分析への助言、地域の関係機関との連携支援等を行う。  
②地域課題が地域づくりや本市の高齢者福祉等の政策形成に結びつくよう、地域ケア推進会議の適切な運営を行う。

(6) その他の支援  
(略)

② 地域包括の運営にかかる点検等

地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する点検、を行うとともに評価に関する助言・指導を行う。

(6) その他の支援  
(略)

③ 地域包括の運営にかかる点検等の支援

地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する点検や評価に関する助言・指導を行う。

### 改正の趣旨

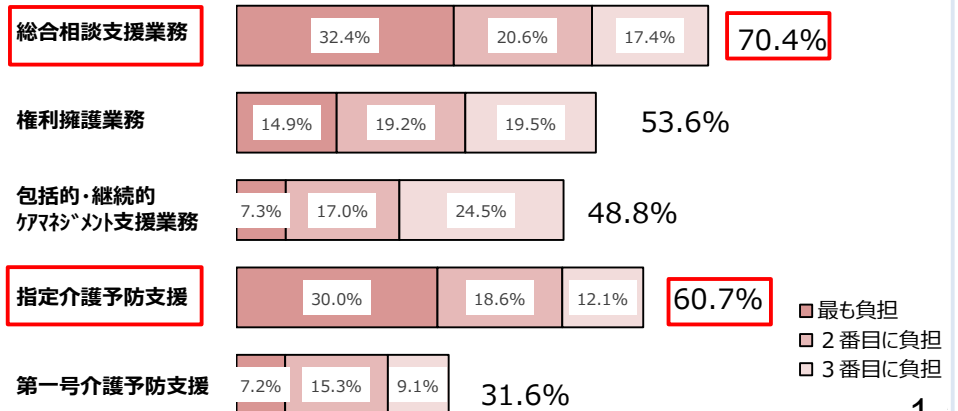
- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

### 改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

#### 負担に感じる業務（上位3つまで）

※1037センターからの回答を集計



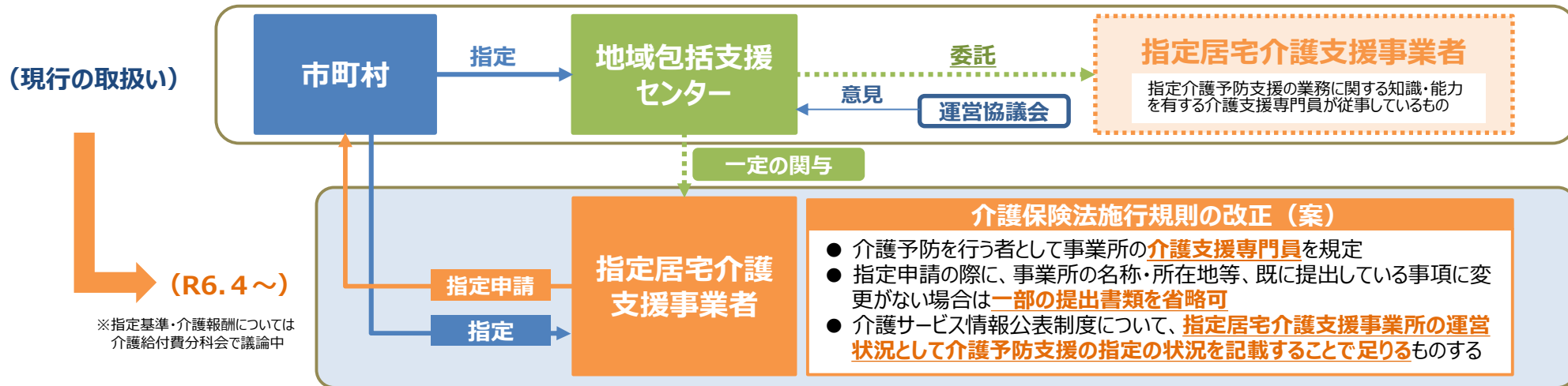


# 介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

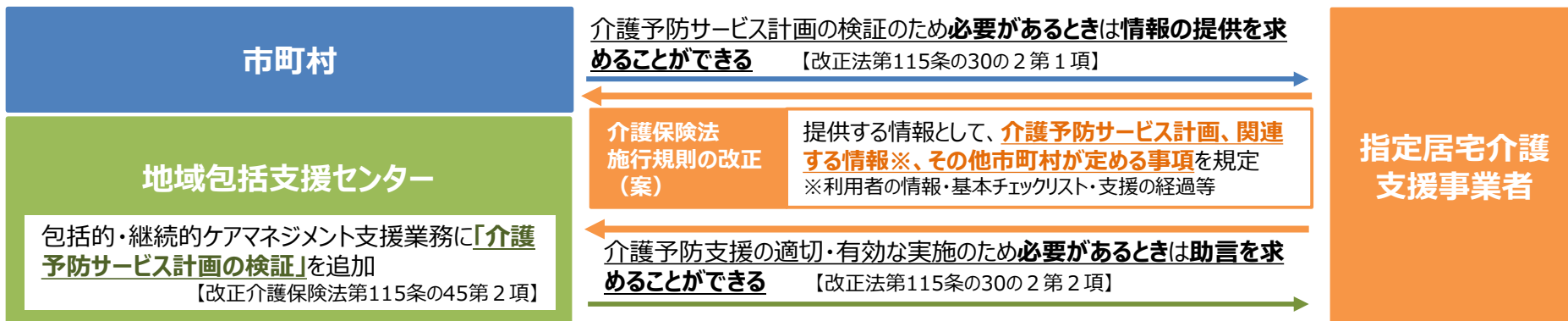
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

## 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



## 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



# 総合相談支援事業の一部委託（介護保険法施行規則の改正）

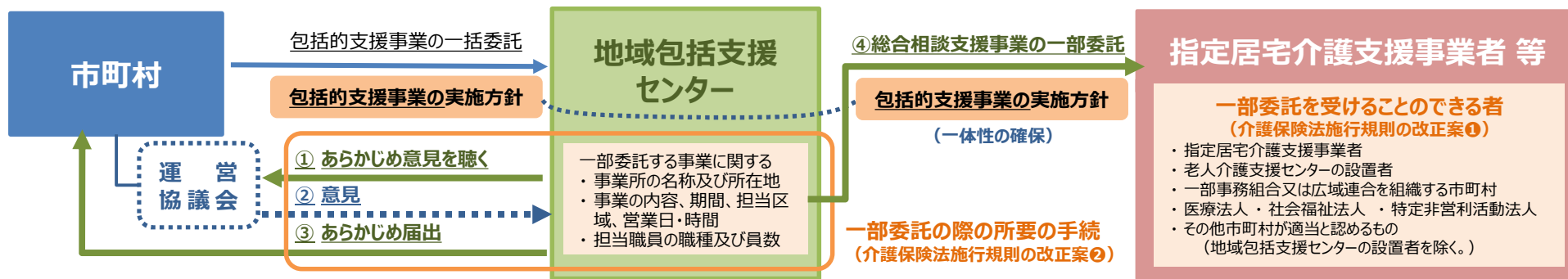
## 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

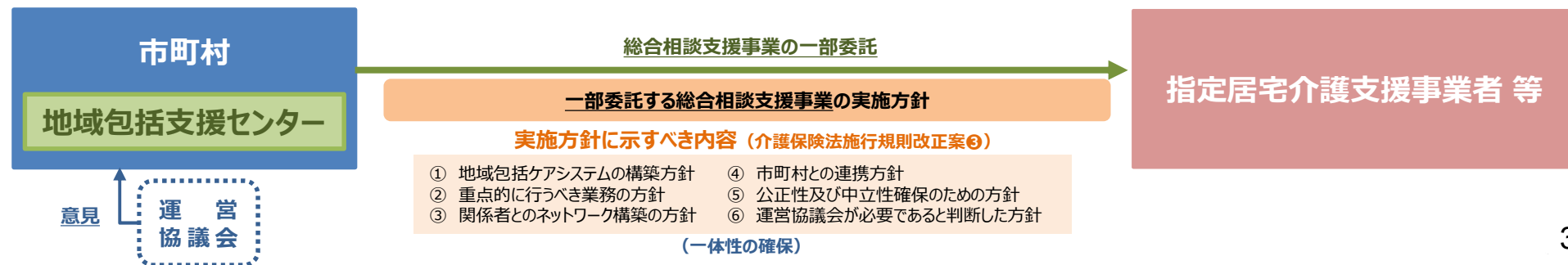
### 介護保険法 施行規則の改正 (案)

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

## パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合

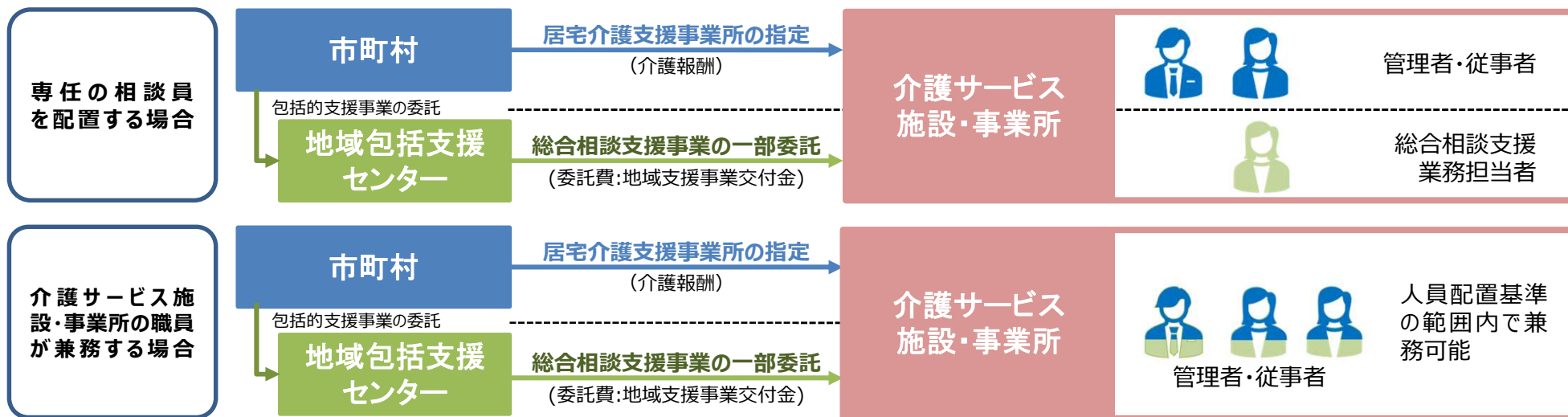


## パターン2. 地域包括支援センター（市町村直営型）が一部委託をする場合



# (参考) 介護サービス施設・事業所が総合相談支援事業の一部を受託する場合の取扱い

- 介護サービス施設・事業所が総合相談支援事業の一部の委託を受ける場合、当該施設・事業所の介護サービス従事者が総合相談支援事業の業務を兼務する場合は、人員配置基準の範囲内で兼務可能とし、具体的な取扱いは以下のとおり整理される。



- 介護サービス施設・事業所の人員配置基準の範囲内で兼務可能
  - ・ 専従が求められている職種に従事する者は原則として兼務はできないが、利用者の処遇に支障がない場合等に同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することが可能とされている場合は、支障がない範囲で兼務可能
  - ・ 専従が求められている職種に従事していない勤務時間帯は当該従事者が総合相談支援事業に従事可能
  - ・ 通所介護等の生活相談員については「利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間」として本来業務の一環として行うことが可能

(例) (※通知事項)

居宅介護支援事業所等の管理者	管理上支障がない場合は同一事業所の他の職務として兼務可
居宅介護支援事業所等の介護支援専門員	専従規定はないため兼務可 (兼務時間を含めて介護支援専門員の勤務時間としてカウント可)
小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員	当該業務に従事する時間帯以外は総合相談支援事業に従事可

# 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

## 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

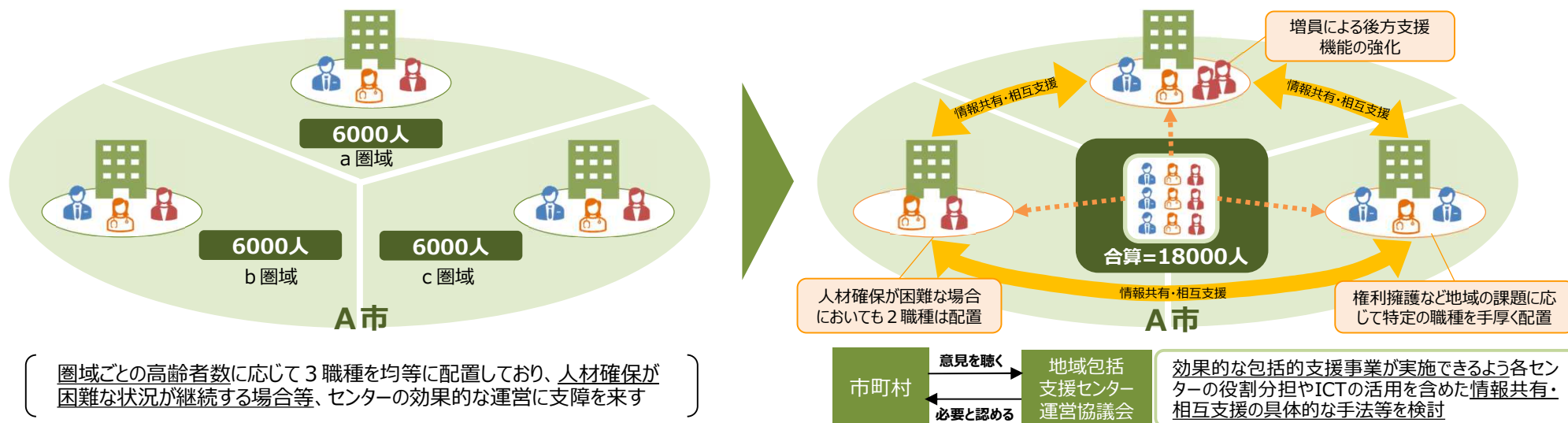
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
  - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
  - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

## 1 用語の定義

### 【介護予防支援】

アセスメント → ケアプラン確定 → サービス提供 → モニタリング に至る一連のプロセスを指す。

- 提供事業者：地域包括支援センター・(新)介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所
- 対象者：要支援1～2の者
- 対象サービス：介護予防サービス(＋総合事業)  
例) 介護予防通所リハビリテーション・介護予防福祉用具貸与 など

### 【介護予防ケアマネジメント・第1号介護予防支援】

アセスメント → ケアプラン確定 → サービス提供 → モニタリング に至る一連のプロセスを指す。

- 提供事業者：地域包括支援センター・包括から委託を受けた居宅介護支援事業所
- 対象者：要支援1～2の者及び事業対象者
- 対象サービス：総合事業のみ  
例) 介護予防訪問介護相当サービス事業・基準緩和型通所サービス など

## 2 「委託」に係る根拠法令

国

### 【指定介護予防支援関係】

- 指定介護予防支援の事業の基準 …介護保険法第115条の23
- 指定介護予防支援の委託の届出 …介護保険法施行規則第140条の35
- 指定介護予防支援の業務の委託 …指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成12年厚生労働省令第37号)第12条)
- 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業内容 …地域包括支援センターの設置運営について(平成18年老健局通知)

### 【介護予防ケアマネジメント関係】

- 介護予防ケアマネジメント …介護保険法第115条の45第1項第1号二
- 介護予防ケアマネジメントの委託 …介護保険法第115条の47第5項
- 介護予防ケアマネジメントの委託の届出 …介護保険法施行規則第140条の70
- 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業内容 …地域包括支援センターの設置運営について(平成18年老健局通知)

市

### 【指定介護予防支援関係】

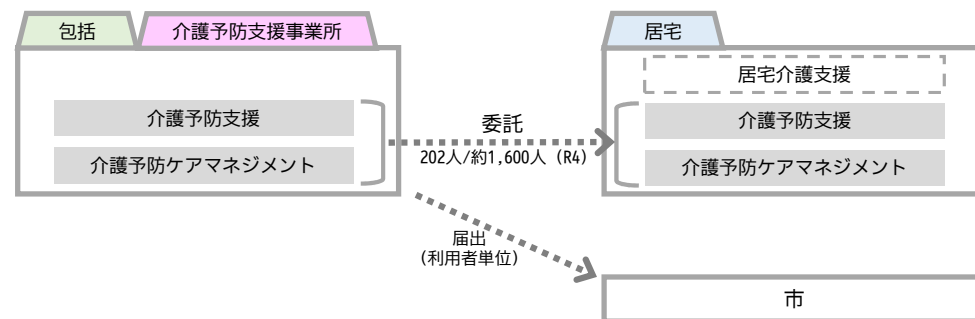
- 指定介護予防支援の業務の委託 …郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第53号)第14条

### 【委託に関する実務関係】

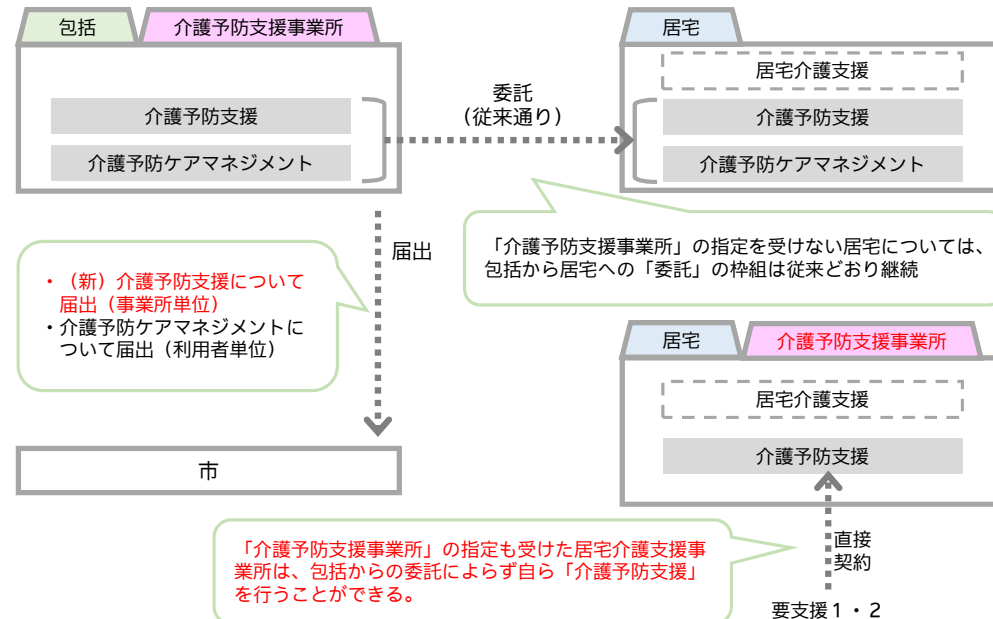
- 郡山市介護予防・日常生活支援総合事業受付・ケアマネジメントマニュアル
- 郡山市における介護予防ケアマネジメントの委託についてのガイドライン(H18.4.1制定)
- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託マニュアル

※R6.4法改正に伴いすべて改正の必要あり

## 3 現状



## 4 法改正後のイメージ



## 5 課題

包括から居宅への「委託」のプロセスは、今後も継続する。  
→包括から居宅へのプラン関係業務のルートが2つに。委託のガイドライン、マニュアルの改正等により事務の煩雑化を避ける対策が必要。(市への届出も一本化が必要。)